



目次

ページ

秋田県公安委員会規則第12号
警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成18年9月29日
秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道
警備業法施行細則の一部を改正する規則
警備業法施行細則（平成6年秋田県公安委員会規則第6号）の
一部を次のように改正する。
第1条を次のように改める。
（趣旨）

公安委員会規則

第1条 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）の施行については、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
第2条第1項第2号中「以下同じ。）」を「次項において同じ。）」に、「超」を「を越え」に、「白櫻」を「白櫻」に、「以下同じ。）」及び「を」を「次項及び第3項において同じ。）」及び「に」、「桶」を「盾」に、「限る。以下」を「限る。第4項において」に改め、同条第2項中「自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第12条第1項」を「自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条第3項」に、「場外車券発売施設」を「場外車券売場」に改め、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項第1号中「警備業法」を「法」に改め、同項第2号中「警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）」を「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）」に、「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「

「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同号中「以下」を「力において」に改め、同項第3号中「第1条第1項」を「第1条第5号」に、「核燃料物質等運搬警備業務及び」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する」に改め、同条第4項中「桶」を「盾」に改め、同項第2号中「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改める。
第3条第1項中「府令第27条第2項」を「警備業法施行規則第39条第3項」に改め、「添えて、」の次に「これを」を加え、同条第2項中「申請書を提出する場合において」を「提出する申請書」に改め、「正副2通の申請書」を削る。
第6条に見出しとして「（指定医）」を付し、同条中「第16条の2」を「第51条」に、「精神保健及び精神障害者に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。
第4条第1項中「第11条の7」を「第43条」に改め、同条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同条第3項中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同条第4項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に、「別記様式第6号」を「別記様式第7号」に改め、「添えて」の次に「これを」を加え、同条第5項中「申請書又は変更届出書若しくは廃止届出書（以下「申請書等」という。）を」を削り、「場合において」を「書類」に改め、「正副2通の申請書等」を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。
（現任指導教育責任者講習の受講）

第4条 法第22条第8項に規定する警備員の指導及び教育に関する講習を受講しようとする者は、現任指導教育責任者講習受講書（別記様式第3号）を公安委員会に提出しなければならない。
別記様式第1号中「警備業法施行規則第27条第2項」を「警備業法施行規則第3条第1項」に、「の申請をします」を「申請します」に、「自動車での」を「自動車による」に改め、同様式の（注）3中「記載し得ない」を「記載することができない」に改め、同様式の（注）に次のように加える。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号中「秋公委防」を「指令秋公委」に、

「
」を
」（注）

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

に改め

別記様式第6号中「（第4条）」を「（第5条）」に、「第4条第4項」を「第5条第4項」に、「届出をします」を「届け出ます」に、同様式の（注）3中「記載し得ない」を「記載することができない」に改め、同様式の（注）に次のように加える。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号を別記様式第7号とする。
別記様式第5号中「（第4条）」を「（第5条）」に、「第4条第4項」を「第5条第4項」に、「届出をします」を「届け出ます」に、同様式の（注）3中「記載し得ない」を「記載することができない」に改め、同様式の（注）に次のように加える。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号を別記様式第6号とする。
別記様式第4号中「（第4条）」を「（第5条）」に、「秋公委防」を「指令秋公委」に、「第4条第1項ただし書」を「第5条第1項ただし書」に、

「
」を
」（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
に改める。

別記様式第4号を別記様式第5号とする。
別記様式第3号中「（第4条）」を「（第5条）」に、「第4条第2項」を「第5条第2項」に、「特例対象施設に係る即応体制が法第11条の7の規定どおり整備できない」を「法第43条の規定による特例対象施設に係る即応体制の整備ができない」に、同様式の（注）3中「記載し得ない」を「記載することができない」に改め、同様式の（注）に次のように加える。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号を別記様式第4号とし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号 (第4条関係)

現任指導教育責任者講習受講書

私は、現任指導教育責任者講習通知書第 号に係る講習を受講します。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

受講者

住 所

氏 名

印

受講者の選任に係る営業所

所在地

名 称

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄